

**山口県**  
**下関市**

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

市町村名	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額	従業員（人以上）			
下関市	山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し、山口県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第 24 条に基づく主務大臣が定める基準(先進性であること等)」に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) ① 一般：1 億円以上 ② 農林漁業関連：5,000 万円以上	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3 年度間
	①製造の事業、ソフトウェア業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700 万円以上 ※旧豊田町並びに旧豊北町地域適用	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3 年度間
	地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和 4 年 3 月 31 日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降 2 年を経過するまでの間に特別償却設備を新設し、又は増設した場合  ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が 3,800 万円（中小企業 1,900 万円）以上のもの	—	不均一課税 (地域再生法)  【移転型】 初年度 1/10 2 年度 1/4 3 年度 1/2 【拡充型】 初年度 1/10 2 年度 1/3 3 年度 2/3	固定資産税 の一定割合	3 年度間
	生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合  対象設備	—	課税標準ゼロ (生産性向上特別措置法)	固定資産税	3 年度間

機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備、構築物、事業用家屋				
---	--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

市町村名	条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
下関市	下関市企業立地促進条例	H17.2 (H31.3 改正)	設備の新設・増設・更新・移転に対して	事業所設置奨励金
			○業種及び投下固定資産総額(土地・家屋・償却資産の取得及び賃借)	○固定資産税に相当する額の100/100
			・製造業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、 こん包業 5億円以上(中小企業 3,000万円以上)	ただし、土地は家屋の1階床面積を60/100で除した面積を敷地面積で除して得た割合
			・植物工場、インターネット・データ・センター業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、医療に付帯するサービス業、その他の保健衛生、自然科学研究所 1億円以上(中小企業 3,000万円以上、又は1,000万円以上かつ新規雇用者が3人以上)	※3年度間 年1億円限度
			事業所設置奨励金の交付対象に対して	雇用奨励金
			①事業所の操業等開始日前12月から開始日後6月までの間に雇用	○新規雇用者
			②下関市に居住する者	・正社員 30万円/人
			③操業等開始日後の雇用期間が1年以上である者	・非正規社員 10万円/人
			④雇用保険の被保険者である者	※1回限り 100人限度
			設備の新設・増設・更新・移転に対して	回線通信等奨励金
			①業種 情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業	○各月の回線通信料の1/2相当額
			②新規雇用者数 5人以上	○各月の賃貸借料(敷金、共益費、経費は除く)の1/2相当額
			③5年以上の操業	※3年間 年2,000万円限度
			回線通信料等奨励金の交付対象に対して	雇用奨励金
			①事業所の操業開始日前1年から操業日後2年までの間に雇用	○新規雇用者
			※2年目及び3年目は、前年より従業員が5人以上増加した場合に限り交付	・正社員 最大65万円/人
				・非正規社員 最大30万円/人

			②下関市に居住する者 ③操業等開始日後の雇用期間が1年以上である者 ④雇用保険の被保険者である者	※3年間 300人限度
下関市地域経済牽引事業促進補助金交付要綱	R1.8	事業所の新設又は増設に対して ①地域経済牽引事業計画を申請し、山口県の承認を受けた事業者 ②投下固定資産総額（土地・家屋・構築物の取得） ・中小企業者 過疎地域 5,000万円以上 過疎地域以外 2億円以上 ・中小企業者以外 過疎地域 2億5千万円以上 過疎地域以外 10億円以上 ③新規雇用従業員数 ・中小企業者 過疎地域 3人以上、又は過疎地域居住者を雇用する場合は2人以上 過疎地域以外 5人以上 ・中小企業者以外 過疎地域 6人以上、又は過疎地域居住者を雇用する場合は4人以上 過疎地域以外 10人以上	地域経済牽引事業促進補助金 ○投下固定資産総額の5% ※2億円限度 ※補助金の額が1億円を超える場合は、年1億円を限度して分割して交付	
下関市中小企業事業資金融資要綱	H30.3	中小企業者のうち中小企業信用保険法第2条第1項第1号及び第2号に該当する者で市内に主たる事業所を有し、かつ同一事業を継続して一年以上営んでいる者で、工場用地に工場を設置しようとする者	大規模設備投資貸付 ○融資対象 ①工業用地の取得費用（ただし、取得後3年以内に工場の設置を行う場合に限る。） ②工業用地に設置する工場の建設に要する費用 ○融資条件 ①限度額 1億円 ②利率 ・期間5年以内 年1.8% ・期間5年超 年2.0% ③期間 15年（うち措置2年） ④償還方法 分割又は一括 ⑤担保及び保証人 取扱金融機関所定の方法	